

勤務日程表の労働時間は 労基法の変形労働時間制違反だ！ 出向先会社に団交開催を申し入れ

54歳原則出向で警備会社スリーエスに出向となった組合員は、出向前面談では説明されなかった月間労働時間180時間で勤務日程表を作成するという説明を受けた。そして実際に、7月16日から8月15日の勤務日程表では180時間、8月16日から9月15日の勤務日程表では196時間の勤務指定がされた。

労働基準法第32条の2の1ヶ月単位の変形労働時間制においては、月単位に換算すれば暦日30日の月は171.4時間、暦日31日の月は177.1時間を超える勤務指定を行ってはならない。あらかじめ1ヶ月の労働時間を超えた勤務指定はあきらかに労働基準法違反である。しかもこの取り扱いは、わが組合員だけでなく当該職場の従業員に対しても実施されている。

また、スリーエスの就業規則でも「労働時間は、1ヵ月単位の変形労働時間制を採用し～1ヵ月以内の変形期間を平均して1週間あたり40時間を超えない範囲で、特定の日に8時間、特定の週に40時間を超えて勤務させることができる。(中略)各日各週の労働時間(勤務日程)を事前に明示するものとする。」と規定されている。にもかかわらず、実際には就業規則に違反する勤務指定がされているのである。

さらに、超過勤務時間の算定においては1ヶ月の総労働時間と、労働基準法あるいは就業規則に定める労働時間との差を超過勤務としているのであるが、変形労働時間制においては労働時間が超過してしまう場合は勤務日程表を組み直さなければならない。1ヶ月の総労働時間と、労働基準法あるいは就業規則に定める労働時間との差を超過勤務とする算定方法は誤りである。

このような数々の問題点の是正を求めて、地本は本日スリーエスに対して団体交渉を申し入れた。